

学校感染症による出席停止および治癒証明書について

学校保健安全法第 19 条により、生徒が感染症にかかった場合は本人の療養と他者への蔓延、流行を防ぐために出席停止の措置をとることになっております。

<参考：学校において予防すべき感染症の種類> 学校保健安全法施行規則 令和 2 年 2 月（変更する可能性あり）

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト 南米出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱 ジフテリア 急性灰白髄炎（ポリオ）重症急性呼吸器症候群（SARS コロナ ウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（MERS コロナウイル スであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ（H5N1 であるもの に限る）※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ 等を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで。
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症※ ₁ 【※ ₁ 条件により出席停止の措置が考えられる疾患】 溶連菌感染症 手足口病 ウイルス性肝炎 ヘルパンギ ーナ 伝染性紅斑（りんご病） マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで。 全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を必 要とする場合

<お願い>

- 登校する際は出席停止証明書に医師の証明を受けて学校まで提出してください。医師の証明は一部の医療機関で文書料が発生することもあります。ご了承ください。
なお、医療機関で無料の証明書がある場合は、その証明書を提出して下さっても結構です。
- 出席停止証明書の使用については、下記のいずれかの方法でお願いします。
 - 入学説明会のしおり [P.47](#) を使用して下さい（予備でコピーをとっておいて下さい）
 - 本校のホームページからダウンロード、または学校でもお渡しすることができます。
- その他の感染症については、主治医から感染の可能性があり欠席を指示された場合は出席停止とします。

（ 注 意 ）

インフルエンザで医師の証明（印）が得られない場合は「出席停止証明書」の裏面にインフルエンザの罹患及び治療が確認できる書類（処方箋や調剤説明書のコピー等で、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）の添付をお願いいたします。